

中津川市民病院への救急搬送について

長野県木曽保健福祉事務所

1 経過

- ・ R4. 8. 24 木曽医療圏地域医療構想調整会議
→木曽病院長から「中津川市民病院がかかりつけ病院であっても、緊急時に収容が上手くいかないことがあり、難渋している」「行政レベルでの連携が必要」との発言。
- ・ R4. 9. 9 木曽広域連合正副連合長会議で今後の検討事項とされる。

2 問題の背景 (R4. 12. 12 木曽広域消防本部から聴取)

- ・ 平成 29 年 6 月、木曽広域消防本部は、木曽病院医師へ指示要請（静脈路確保及びブドウ糖投与）を行い、指示を受けた。
市民病院に対して、処置しながら救急搬送する旨を連絡したところ、「特定行為※が必要な傷病者については、市民病院から指示を出した者のみを受け入れることとしている。他機関から指示を受けた患者については、責任が持てないため収容できない」との回答を受けた。
- ・ 以後、木曽広域消防本部では、特定行為が必要な傷病者は市民病院に搬送していない。

※特定行為の制限：救命救急士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。(救急救命士法第 44 条第 1 項)

3 当所の対応

- ・ R5. 1. 19 岐阜県恵那保健所と意見交換 (Zoom 会議)。
- ・ R5. 3. 3～ 木曽病院と打合せ (計 3 回)。
- ・ R5. 4. 25 木曽病院長と共に市民病院長を訪問し、今後の対応について相談。

4 今後の救急搬送

- ・ R5. 6. 23 東濃圏域メディカルコントロール協議会に対し、市民病院長から「木曽圏域の患者受入」について議題提供が行われ、おおむね了承されたとの連絡。
なお、従前と同様に、市民病院の受け入れ態勢が整わない場合には、他院への搬送を勧めるとのこと。

○特定行為を実施する場合の救急搬送の手順 (今後)

中津川市民病院近隣の木曽郡民について
木曽病院が指示を行った場合についても受け入れる

